

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

## 理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法二一条違反をいう点は、所論「孤愁の影」下巻がわいせつ文書にあたらないとの、原判決の認定にそわない事実を前提として、また憲法一九条違反をいう点は、原判決が同書に描写されていない部分をも連想して同書をわいせつ文書としているとの、認定にそわない事実を前提として、各違憲の主張をするものであるから、論旨はいずれもその前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

弁護人畠山実の上告趣意第一点は、憲法二一条違反の主張であるが、刑法一七五条の規定が憲法二一条に違反するものではなく、また、原判決の是認する第一審判決が示した、「その内容が徒らに性欲を興奮または刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義觀念に反するという三要素を具備するものもつてわいせつとする」旨の見解は、正当であり、このように解しても憲法二一条に違反するものでないことは、最高裁昭和二八年（あ）第一七一三号昭和三二年三月一三日大法廷判決・刑集一一巻三号九九七頁の趣旨とするところであるから、論旨は理由がない。同第二点は、原判決の判断が所論引用の当裁判所の判例の趣旨にそわないものとは認められないから、論旨は理由がなく、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四八年八月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	關	根	小	鄉
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	口	清
裁判官	高	辻	正	己